債権者集会招集

平成１４年（フ）第６６９号
岩手県釜石市大渡町１丁目６番８号
破産者　工喜建設株式会社
１　期日　平成21年９月17日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年７月９日
盛岡地方裁判所第２民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２６号
山口県宇部市松島町４番15号
破産者　有限会社内田建具店
異議申述期間　平成21年８月11日まで
平成21年７月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成１７年（フ）第６７号
石川県七尾市白馬町八部５番地
破産者　株式会社在沢組
異議申述期間　平成21年８月28日まで
平成21年７月13日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第２４８７号
福岡市東区箱崎ふ頭４丁目２番28号
破産者　株式会社八尋商店
異議申述期間　平成21年９月７日まで
平成21年７月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第１０６号
宮崎県日向市東郷町山陰己914番地１
破産者　宮崎ウッドテクノ株式会社
異議申述期間　平成21年９月10日まで
平成21年７月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責決定

平成１４年（モ）第１０２９１号
（平成１２年（フ）第４８９号）
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字中村91番地
破産者　佐藤　邦夫
主文　破産者を免責する。
平成21年７月８日
秋田地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２１年（フ）第７９号
青森県八戸市白銀台１丁目６番地１　県営住宅４－２
破産者　髙舘和歌子
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第９２号
青森県八戸市高州１丁目８番９号　早狩住宅２号室、前住所青森県八戸市大字河原木字二階堀11番地23
破産者　井上　武廣
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第１５７号
新潟市東区山木戸３丁目６番32号　コーポ若草101号、前住所新潟県三条市四日町17番２号
破産者　田﨑　　聡
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０５３号
東京都中央区八丁堀３丁目13番８号
清算株式会社　株式会社ケアネットワークス
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１６号
名古屋市名東区高針４丁目208番地シャトー栄里Ｂ－３
清算株式会社　オカベ工業株式会社
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０３４号
東京都目黒区東山１丁目２番７号
清算株式会社　株式会社ジャパンマーケティングサービス
代表清算人　河野　秀雄
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権者に対し、換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用を除いた残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な経費を控除した残額を弁済する。この場合、協定債権者が前項の規定により行なった残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

管財人変更

平成１０年（ミ）第４号
福岡県朝倉市宮野1260番地の11
更生会社　アサヒゴム加工株式会社
管財人　福島　康夫が辞任したので、次の者を管財人に選任した。
管財人　弁護士　吉岡　隆典
平成21年７月９日
福岡地方裁判所第４民事部

更生手続開始

平成２１年（ミ）第２５号
東京都中央区京橋１丁目17番４号
更生会社　都築コンクリート工業株式会社
代表者代表取締役　都築　純一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　都築コンクリート工業株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　伊藤　　尚
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間
平成21年８月31日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成21年11月６日から平成21年11月16日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間
平成21年12月15日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成22年１月29日まで
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成１７年（ミ）第１４・１５号
埼玉県入間市大字中神764番地28
更生会社　株式会社日新工業所
１　決定年月日　平成21年７月10日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

関係人集会期日等

平成２０年（ミ）第１号
宮崎市大字本郷北方2485番地20
更生会社　株式会社アリサカ
１　議決権行使の方法
関係人集会の期日における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
２　関係人集会
期日　平成21年８月20日午後２時
会議の目的　更生計画案の決議
３　書面投票の期間
平成21年８月１日から平成21年８月19日まで
４　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
５　議決権不統一行使の通知期限
平成21年８月１日
６　議決権者確定の基準日
平成21年７月31日
平成21年７月10日　　宮崎地方裁判所民事部